

議案第126号

さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例

(さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第2項、第3項又は前項に規定する教職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項の規定により教育委員会規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。</u>ただし、教育委員会規則で定める教職員については、この限りでない。</p> <p>8 [略]</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第2項、第3項又は前項に規定する教職員が、<u>当該各項に規定する期間内で第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項の規定により教育委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</u>ただし、教育委員会規則で定める教職員については、この限りでない。</p> <p>8 [略]</p>

(さいたま市教職員退職手当条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第26条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職をした者又はこれに準じる退職をした者</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第26条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職（<u>法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者又はこれに準じる退職をした者</p> <p>2・3 [略]</p>

## 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。